

ちゅうおう

# 区議会だより

No.196

平成22年(2010年)8月1日  
発行 中央区議会  
中央区築地一丁目1番1号  
電話 3543-0211(大代表)  
中央区議会ホームページ  
http://www.city.chuo.lg.jp/kugikai

## 第二回定例会

6月18日～30日

### 中央区自転車の放置防止に

### 関する条例の一部を改正する

### 条例など13議案を可決



月島第一小学校



久松小学校



浜町集会施設「浜町メモリアル」



中央区役所

区では、環境問題に対応するため公共施設の壁面や屋上の緑化を進めています。平成21年度では中央区役所ほか6施設で実施。平成22年度も月島区民センターほか3施設を予定しています。

平成22年第二回区議会定例会は、6月18日から6月30日までの会期13日間で開かれました。  
今回の定例会では、各党派議員による一般質問が行われたほか、区長から提出された条例の一部改正などの12議案を原案のとおり可決しました。

また、議員提出議案2件のうち、1件を原案のとおり可決しました。さらに、人権擁護委員の候補者の推薦について同意しました。

このほか、請願について1件を不採択とし、1件の取り下げに同意しました。

#### 第一日(6月18日)

開会初日は、議席の変更を行った後、会期を決定しました。

次に、各種委員会の委員長から第一回定例会以降の委員会における審査の内容や経過の中間報告があり、これを了承しました。さらに、特別区競馬組合議会等議員から、特別区競馬組合議会、東京二十三区清掃一部事務組合議会及び東京都後期高齢者医療広域連合議会の経過と結果の報告があり、これをそれぞれ了承しました。

このほか、環境建設委員会に付託されていた請願1件を不採択とし、福祉保健委員会に付託されていた請願1件の取り下げに同意しました。

#### 第二日(6月21日)

この日は、日本共産党中央区議会議員団の議員2人、友愛中央の議員1人、民主党区民クラブの議員1人から区行政全般にわたっての一般質問が行われました。

#### 第三日(6月22日)

この日は、中央区議会自由民主党議員団の議員1人、中央区議会公明党の議員1人、中央区議会日本創新党の議員1人から区行政全般にわたっての一般質問が行われました。

続いて、中央区自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例など12議案が上程され、企画総務委員会等、所管する各常任委員会にそれぞれ付託しました。

最終日のこの日は、新たに提出された請願1件の審査を所管委員会に付託しました。

#### 第四日(6月30日)

最終日のこの日は、新たに提出された請願1件の審査を所管委員会に付託しました。

続いて、各常任委員会それぞれ審査した12議案の審査の経過と結果の報告を各委員長から受けた後、「中央区自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例」など4議案については賛成多数で可決し、他の8議案は全員賛成でそれぞれ可決しました。

さらに、人権擁護委員の推薦について、鎌谷秀剛氏を推薦することに同意しました。

このほか、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の候補者として、中嶋ひろあき議員を推薦する議案を可決しました。

最後に、各種委員会に審査を付託中の事件について、議会閉会中も継続審査することを承認して議会を閉会しました。

### 本号の紙面

○ 第二回定例会のあらまし (一面)

○ 一般質問と答弁の要旨 (二面～五面)

○ 委員会活動

○ 議案等の審議結果

○ 請願

○ 中央区附属機関等議員選出委員及び評議員

○ 請願・陳情の提出の仕方

○ ..... (六面)

日本共産党中央区議会議員団  
田辺 七郎議員

☆ 新たに発足した菅内閣の政治姿勢を問う

問 (1)首相の所信表明演説の評価は。(2)普天間基地移設に反対し、日米合意を白紙撤回すべき。(3)政治とカネ問題への考えは。(4)首相が打ち出した消費税増税への見解は。

区長 (1)経済情勢や財政状況のもとで社会保障充実に訴えた。(2)早期解決を期待。(3)強い倫理観と使命感を持ち、襟を正すのが肝要。(4)税制の抜本改革で検討すべき。

☆ 「地域主権改革」一括法案と増大する保育所待機児対策を問う

問 国基準を地方任せにする法案で(1)国の責任放棄。見解は。(2)保育施設の基準が低下するなどの批判があり引下げ反対。見解は。

区長 (1)国の議論を注視。(2)保育環境の質確保が重要。慎重に判断。待機児対策で(1)取組みの現状と見直し。(2)国有地、都有地の活用は。(3)京華スクエア、労働スクエア跡地の活用は。

区長 (1)今年度、堀留町保育園新設等、整備計画を推進し、需要の伸びを踏まえ取組む。(2)区内に活用物件がない。(3)早期の保育所設置は困難。

☆ 働く貧困層の増大と生活保護行政を問う

問 厚労省発表の生活保護受給者の過去最多更新で(1)増加する本区の見解は。(2)最低生活費以下の所得で生活保護未受給世帯が多い。実態調査しているか。(3)国に制度改善求めるべき。(4)生活保護制度のリーフレットを作成すべき。

区長 (1)厳しい雇用情勢による失業等が理由。(2)地域や民生委員の協力を得て、各種支援策利用に繋げている。(3)特別区長会から要望する。(4)従来から生活保護のしおりを作成、活用している。

☆ 「築地市場移転反対」現在地での再整備を求める活動の推進を問う

問 (1)党区議団のアンケートでは移転反対の声が多い。見解は。(2)新しい築地をつくる会」の今後の活動は。(3)都の黒塗り報告書は異常。開示求め、区も独自に検証すべき。



築地市場

区長 (1)区民の願いと認識。(2)状況の変化に応じて開会し適宜、陳情活動する。(3)土壌汚染対策の信頼性を揺るがす。都に公開を求める。検証は都の責任で行うべき。

☆ 環2道路の地上化・高架化の工事中止を東京都に求めることを問う

問 (1)住環境を悪化させる計画は中止を。(2)「地下化が望ましい」を方針変更した理由は。都へ提案したか。(3)「地上化しても築地市場の現在地再整備は可能」と都に申し入れたか。(4)築地市場移転前提の計画の推進を容認することは区民への裏切りでは。

区長 (1)地下式が望ましいが「地上化」現在地再整備不可能と考える。(3)都が検討すべき。(4)地下式が望ましいという考えに変更ない。附帯意見実施を都に働きかける。

☆ 環境破壊を加速する超高層ビル建築中心のまちづくりの転換を問う

問 (1)住環境が悪化。見解は。(2)都市再生特別措置法活用によるビル建設は温暖化対策に逆行。「駆け込み」も規制を。(3)まちづくりの総括は。(4)環境改善への対応は。

環境との調和・公共的施設の整備等が課題。「まちづくり基本条例」で区内開発事業を規制・誘導する。(2)国での位置づけを慎重に見極め、開発事業を本区条例に基づき厳格に指導する。

☆ 中央区の深刻な大気汚染の広がりや公害患者の救済を問う

問 ぜん息児増で(1)十分な医療を受けているか。(2)区は都大気汚染医療費助成制度周知に努めているか。

区長 (1)正確な実態把握は困難。健康相談等で把握に努める。(2)区のおしらせ等で周知。今後医師会等の協力で更に周知を図り、学校への情報提供も充実させる。

問 本区の道路率は23区で一番高い。道路行政の転換が必要では。

区長 道路整備時に緑化など対策を講じ、浮遊粒子状物質などもこの10年で減少。今後も環境に配慮。

問 「微小粒子物質PM2.5」の規制が必要。国や都へ働きかけを。

区長 国や都の動向を注視し、区の役割を時機を失せず果たしていく。

☆ 違法状態で長期放置されてきた茅場町ビル問題を問う

問 用途別容積型地区計画制度の導入を想定し、基準緩和したビル建築を容認してきたが、(1)「一団地認定」合意に至らなかった理由は。(2)違法状態を放置した担当者の指導について調査、検証したか。当該課長の吉田副区長と任命責任を持つ区長の責任は。(3)違法状態をどう解消するか。

区長 (1)関係権利者全員の同意が得られず起きたと認識。(2)違反を是認する指導はない。(3)是正に向け真摯に対応する。

日本共産党中央区議会議員団  
鞠子 勝彦議員

☆ 重要な文化資産としての復興小学校を問う

問 (1)復興小学校の文化財的価値への認識は。(2)新たな文化財を見出し、保存・活用することで文化振興が図られるのでは。

区長 (1)文化的・歴史的な価値を有すると認識。(2)新たな指定・登録に向け調査・研究を進めることが文化振興につながると考える。

問 (1)「文化財として重要なものは民間・公共を含めて指定する」との認識に変わりはないか。(2)日本建築学会の要望に対する「真摯に受け止めたい」との認識に変わりはないか。(3)日本建築学会の調査の現状は。区として全面協力すべき。(4)拙速に改築計画を進めず、日本建築学会の調査結果と提案を受けてから検討すべき。

区長 (2)一部の部材の保存を工夫するなど、認識は変わらない。(4)一部の部材の保存の工夫は検討するが、計画は進める。

教育長 (1)歴史や芸術、学術上の価値を基準に評価するため、民間・公共の区別を問うものではない。(3)明石小で、区が保有する建築当初の設計図面を参考に、オリジナルと思われる意匠や材料の残存状況の実測調査中。学校教育に支障がない範囲で協力していく。

☆ 少人数学級を問う

問 都は小1問題・中1ギャップを予防・解決するため、教員の加配制度を活用した39人学級を認めたが(1)区教育委員会の評価は。(2)区立小中学校新1年生の1クラスあたり1人の人数に格差があることへの認識は。どう対処するのか。(3)実施は各自自治体の判断にゆだねられており、区内各学校と協力して調査し、独自に検証すべき。(4)今後、都の制度としての実施、内容の拡充が不可欠。早期実施を都や国に強く要求すべき。

教育長 (1)都は他の方法も含めた検証を3年かけて行うとし、その経過を注視する。(2)加配対象外クラスに、小学校第一学年には学習指導補助員、中学校でも非常勤講師を配置

学習指導の充実を図っている。(3)学校訪問等を通し成果の検証に努めている。(4)国や都の動向を見据え、適時・適切に対処する。



友愛中央  
小坂 和輝議員

☆ 基本構想及び基本計画の見直し  
の必要性を問う

問 基本構想、基本計画策定で(1)定住人口が目標の10万人を超え、新たな行政課題に対応する見直しが必要では。(2)策定義務の廃止に対する認識や対応は。(3)議会議決を経て定めるための条例化を。

区長 (1)理念や基本目標は現在でも区の将来像を示しているため見直しは必要ない。(2)廃止されても必要。策定手順は基本計画を含め区議会と協議。

問 (1)約40事務事業評価の進捗状況は。(2)行政評価に対する区民の関心を高める取組みは。

区長 (1)204事業が完了。本年度は100事業、完了予定は24年度。(2)行政評価内容等の説明コーナー開設や広報紙掲載など工夫する。

☆ 築地市場の現在地での再整備と号線地上化問題を問う

問 (1)かつて2兆円規模といわれた築地市場が区にもたらす現在の経済効果は。また市場移転による区内商店街や小売商店への影響は。

区長 (1)国の商業統計調査と比較しても影響額に大幅な変動はない。売上げや消費の減少による区内商店街等への影響は大きい。

区長 (1)都が現在地再整備を進めた場合、区有地の活用など積極的に協力。(2)市場移転問題の動向を見極め適切な時期に開催。会員とする方向で調整中。(4)現行同様、積極的な情報発信に努める。

問 環状2号線で(1)都市計画審議会を受けた区長答申は、移転を前提に地上化を認めたものか。(2)移転の是非決定まで、地上化工事は見合わせるべきでは。

区長 (1)都への回答は、課題解決や住民との信頼関係構築を要請したもので、地上化を認めたものでない。(2)27年度完成予定で工事が進む中、区は地域に十分な説明を行い、地域の要望に取り組みよう、都に働きかけていく。

問 (1)汚染処理技術の実行可能性をどのように認識しているか。

区長 (1)都の動向を見極め、関係者や都民の抱く懸念・不安を解消するよう都に引き続き求めていく。

☆ 朝潮運河周辺における良好な歩行環境の実現を問う

問 (1)歩行者専用橋利用のシミュレーションの条件設定が正しいと考える根拠は。(2)報告書の賛否結果についての解釈は。(3)検討会報告を受け、歩行環境改善に向けての考えと予定は。また、住民側提案をどう生かすか。(4)もし架橋をした場合、事後評価が必要と考えるか。(5)時差通勤の実施企業数は。歩行環境改善のため交通整理員の配置を早急に。

区長 (1)駅出入口と目的地との移動時間が最短となる経路を通行する設定で合理的。(2)賛否両論は地域が抱える事情や課題が様々のため。(3)意見や提案、196社のうち102社が実施している時差出勤の拡大、



朝潮運河

交通整理員の配置等検討してできるだけ早く解消。(4)検証は常に必要

☆ 美しい中央区のまちづくりのために景観計画の策定と景観審議会設置の必要性を問う

問 区には歴史的建造物、景観や街並みを形成する資産が多数残っているが(1)景観を守るために行ってきた取組みと今後の進め方は。(2)景観審議会を設置すべき。(3)景観計画を策定すべき。

区長 (1)日本橋川の再生等地域とともにまちの景観形成に努めている。今後は、「まちづくり基本条例」で開発計画の景観への配慮と地元協議を義務づけ進める。(2)都市計画審議会での対応可能。(3)景観計画で定める建物制限は、既に地区計画で定めている。

☆ 未来への説明責任を果たすために公文書の保存を問う

問 公文書は、未来への説明責任を果たす貴重な資料と考えるが(1)各種審議会や会議録等は永年保存すべきでは。(2)保存期間に達した件数は。歴史的に貴重な資料は保存すべき。(3)公文書館設置を。

区長 (1)保存年限は、行政運営上の必要性和情報公開制度の趣旨を踏まえ、区民の立場での利用価値を考慮して設定。(2)21年度破棄数985箱。全公文書の保管は不合理。(3)設置は考えていない。

☆ ICT戦略検討委員会(仮称)の設置と、ICT技術を積極的に活用を図ることによる区民福祉の向上を問う

問 (1)電子決済導入の長所と短所、導入の可能性は。(2)ホームページ

に各種審議会等の開催日程を見やすく掲載しては。(3)電子文書の保存の取決めは。区報をホームページで永年保存しては。(4)ホームページのコンテンツを永年で保存すべき。(5)自動音声文字変換機導入の考えは。(6)ICT戦略検討委員会を設置すべき。

区長 (1)意思決定の迅速化などに優れている反面、内容審査に時間を要する。今後、技術の進展を注視する。(2)分かりやすくする。(3)保存年限の定めはない。全区報のホームページ掲載はサーバの容量不足。(4)コンテンツは事例ごとに掲載期間を判断。(5)(6)今年度、中央区情報化基本方針のアクションプランの改定で庁内に検討部会を設ける。自動音声文字変換機は研究する。

☆ 芝生作りによる地域づくりを問う

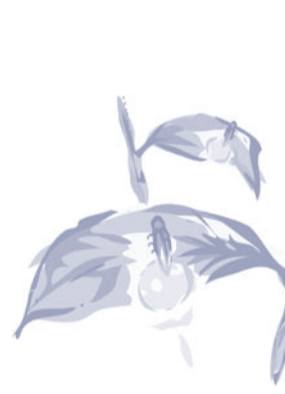
問 園児やPTAなどが一緒に芝生の世話をするなどで、地域づくりにつながっていくと考えるが。

教育長 PTAと協議し、作業の一部の手伝いをお願いする。地域づくりにつながるものと期待。

☆ 裁判員制度施行にあわせ、中学校での法教育の充実を問う

問 区内4中学校で、法教育はどのように進んでいるか。

使用を問う



問 全教職員が緊急注射薬を使用可能な体制を整備するべき。

教育長 養護教諭、クラス担任など注射できる体制を整える。

問 中学生に対する「性の健康」教育の取組みと、性感染症の指導の中で子宮頸がんワクチンの説明を。

教育長 保健体育分野で、性感染症予防の指導を実施。今後、ヒトパピローマウイルスにもふれ、保健所と連携した指導も行う。

☆ 区内小中学校での「Eピエン」

業の認定や紹介などである。

問 都区制度問題を問う

区長 (1)移管検討対象事務四百四十四項目のうち、これまで三百四十一項目が議論され、残る項目は引き続き幹事会において議論する。(2)権限委譲で都市の一体性を損うことはなく、地域に密着したきめ細かなまちづくりが可能なことから委譲を望む。

問 23区の係長職員でつくる「特別区制度研究会」がまとめた報告に対する見解は。(2)経済同友会の地方行政改革委員会がまとめた「東京特別州」提言に対する見解は。

区長 (1)自治体間の連携や基礎自治体連合などの課題に対する解決策をまとめた報告書を踏まえ、今後全庁的に議論を進める。(2)主に財源に着目して23区を一括扱った提言は、特別区が築いてきた歴史や文化などの視点が薄い。区域の再編は、各特別区が区民とともに主体的に判断すべきものと考え

☆ がんの予防と医療を問う

問 中学生を対象に7月末から全額公費負担による子宮頸がんワクチンの接種が始まるが、対象者及び保護者、並びに対象者以外への周知方法は。

を子宮がんと呼称する扱いは廃止すべきとした日本産婦人科学会に対する見解は。

問 五大がん(肺・胃・肝・大腸・乳)の地域連携クリティカルパス(東京都医療連携手帳)に係る現状と今後の対応は。

区長 この手帳は、がん治療連携拠点病院が治療後の長期間の診療計画等を記載するもので、かかりつけ医と専門医の間で診療情報が共有できる有意義な手帳として今後、活用を期待する。

☆ 不用園芸土回収を問う

問 モデル事業として、リサイクルハウスかざぐるま箱崎町で開始した園芸などで不用となった土の回収について、現状と今後の推進策は。

区長 事業開始後延べ46人から、540kgを回収した。今後、回収量や区民からの要望を踏まえ、効果的な活用策を構築し、回収拠点の拡大など一層の推進を図る。



土のリサイクル

ルールを無視し、路上で弁当などを販売する行人への苦情が多く、また細菌検査結果から食中毒発生も懸念されるため、「路上弁当販売監視員」を配置し、行人ルールの遵守徹底と食中毒の発生防止の普及啓発に努めている。

今後、ルールを守らない行人人に対し、警察署等関係機関と連携のうえ、保健所の監視指導をさらに強化する。

☆ 震災時業務継続計画を問う

問 港区が策定した震災時業務継続計画について、今後の課題と中央区の取り組みは。

区長 震災時業務継続計画は、大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務など非常時優先業務をあらかじめ定めるもので、職員の参集人数を充足できるかが課題である。国や都が発表した業務継続の手引きやガイドラインをもとに、他自治体の計画を参考にしながら早急に策定する。

☆ 東京ユビキタス計画のその後を問う

問 平成17年から実験が行われている「東京ユビキタス計画」について、区の検証及び具体的なPR状況は。

—前のページよりつづく—  
やリーフレットなどにより区民への周知を図った。  
今後とも都や地域の商業関係者等との連携を図りながら、早期の実用化に向けた取り組みに協力していく。



中央区議会自由民主党議員団  
鷺頭 隆史議員

☆ 昨今の国政の動きに対する区長の見解を問う

問 昨今の我が国の国政の動きについてどう感じるか。また、政治の役割や行政の基本的役割はどうあるべきと思われるか。

区長 ここ数年短期間に首相が交代していることは我が国にとって残念なことである。政治の役割は国民の基本的人権を守ると同時に必要な義務を課すもの、行政は住民の福祉増進を図るため、最少の経費で最大の効果をあげることである。

問 菅総理が就任会見で述べた「最小不幸社会」の表記は、各新聞社のほとんどが「小」を用いている。不幸な人が最も少ない社会という意味での「最少不幸社会」ならば理解できる。報道機関での経歴を持つ区長の見解は。

区長 首相官邸のホームページでは「小さい」を用いて記載していることから、菅総理が意図したものであり、新聞各社もこれに沿って報道したものと考える。

☆ 少子高齢化セカンドステージに向けた展望と具体的な準備や施策を問う

問 高齢化社会から高齢社会、超高

齢社会へと高齢者比率が高まる一方で、入学者定員にも満たない大学が増えるなど、少子化傾向が更に進むこうした変化にどう対応するか。

区長 喫緊の課題である子育て支援や高齢者施策の充実のため、平成18年に「高齢者施策推進室」、昨年8月には「子育て支援対策本部」を設置し、これら施策の執行体制を強化。また、昨年3月に「第三次保健医療福祉計画」を策定し、次世代育成と高齢者施策を着実に推進するとともに、社会構造の変化にも迅速かつ柔軟に対応していく。

問 区では、一人世帯や高齢者のみの世帯、要介護者の増加により、視点を変えた新たな取り組みが必要と思うが、今後の取り組みは。

区長 高齢者が安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、介護サービスなどの公的支援の充実に加え、高齢者が自ら健康づくりや生きがいづくりを進めるとともに、ボランティア活動を通じて互いに支え合うための仕組みづくりが重要である。

問 高齢者に対して、出会う機会や場づくりの提供が今後の施策で大切と考えるがどうか。

区長 出合いやふれあいの機会や場づくりは、自助や共助の取り組みを進めるきっかけとなるため、今後重点的に取り組む。

問 出合いの場として重要な役割を担っている敬老館利用者が減っている。原因と今後の改善策は。

区長 60歳以上の区内在住者を対象に憩いや交流の場として設置した敬老館は、利用者の高齢化や固定化が進み、利用者数も停滞していることから、来年度に指定管理者制度を導入し開館日の拡大を図るとともに、開館時間の延長や幅広い年齢層を対象にした講座等の充実、団体への貸し切り利用等を実施する。今後は施設名称の変更も

含めた抜本的な見直しを進め、社会参加や社会貢献活動の拠点としての機能強化を図っていく。

問 高齢者の出合いの場として、シニアセンターは年中無休という使いやすさで行き届いた管理で親しまれてきたが、高齢者人口の増加とともに利用が増え、希望日時に利用しにくくなっている。(1)他に高齢者の出合いの場として活用できるスペースはないか。(2)労働スクエア跡地の活用時に、あるいは改築予定の学校に触れ合いスペースを設けるなど検討できないか。(3)触れ合いの場としてお風呂は有効だが、利用率も高い敬老館の入浴施設の拡充についての見解は。(4)一人住まいや高齢者だけの世帯では、炊事が負担になることがあり、気軽に使える飲食施設が必要。触れ合いの輪も広がり、閉じこもりを防ぐ意味でも効果的と考えるが、見解は。

区長 (1)敬老館やシニアセンターは高齢者の出合いやふれあいの場として重要だが、施設の広さや整備上の制約から、これらの施設だけでは交流の場と機会の十分な確保は困難。このため、労働スクエア跡地など新たに整備する施設を含め、各施設の活用を一層進める。また、高齢者と子どもや子育て世代との交流は重要であり、学校では地域理解教育や「プレイ」における昔遊びの伝承、ふれあい給食を通じて交流を図ってきた。今後の学校改革に際しても、ランチルーム等地域に開かれた施設を設置し、交流の場の確保に努める。(3)地価の高い本区では、民間の入浴施設の新たな誘致や施設の拡充は容易ではなく、これまで実施してきたコミュニティふれあい銭湯事業や敬老入浴事業を、さらに効果が上がるよう努める。なお、敬老館の浴室は、今後の見直しの中で、あり方を検討する。(4)社会福祉協議会

では、閉じこもりがちな高齢者等の会食の場として、「ほがらかサロン」を区の3施設で毎月開催、本年6月からは、マイホームはるみの食堂を活用して「はるみテラス」を開設、地域の高齢者に食事を楽しんでもらう事業を開始した。今後、楽しく会食できる場の確保に努める。



シニアセンター

問 触れ合い、幸せづくり、生きがいづくりに大きな効果を発揮するのが就業だが、本区が進める「70歳就労社会」の進展状況は。

区長 本区では、平成19年度の高齢者生きがい作り推進検討会に基づき、職業紹介事業の拡大を図るため、シルバーワーク中央の体制強化とともに、高齢者雇用促進奨励金制度を設け、定年の廃止や引き上げ、65歳以上の雇用を行う事業主に對する支援を進めてきた。しかし、長期化する景気低迷により高齢者の雇用環境は厳しい状況。今後、シルバーワーク中央での求人開拓や高齢者雇用促進奨励金制度の事業者への周知強化、シルバー人材センターでの受託業務のさらなる拡大など、70歳就労社会の実現に取り組む。

問 超高齢社会に備え、高齢者同士の出会い、触れ合い形態の一つとして、元気な高齢者が要支援・要介護高齢者を支援することについて

何か考えはあるか。

区長 区はこれまで、介護予防事業へのボランティア参加や高齢者クラブなどを通じて、社会貢献活動を応援してきたが、今後は高齢者を主力とした地域の見守り活動のさらなる推進や、介護分野でのボランティア活動にも導入を検討するなど高齢者が主体となって支えあう地域社会の実現に努める。

問 自分と出合い、見つけ直す機会を与える施策として、セミナーや読書会など何か良い方法があるか。

区長 生い立ちから現在に至るまでの自分史、家族の出来事などを書くことで自分を振り返るとともに、思いを後の世代に伝える「エンディングノート」が話題になっており、こうした取り組みにより、あらためて自分と向き合うことは今後の生活の充実につながる。まずは、こうしたノートの書き方について講習会を開催する。

問 育児休業制度を活用した0歳児保育の見直しを提案する。すなわち、育児休暇を取った場合に減収となる給料を補う意味で、育児支援金を区から支給し、0歳児は原則として保育園で預からない仕組みである。これにより、0歳児用の空いた施設や人員を1歳児以降の保育需要に回せることで、待機児0を確実なものとする。こうした提案についてどう考えるか。

区長 乳幼児期は、生活習慣の基礎を形成する最も大切な時期であり、可能な限り両親と過ごす時間を長く持つことが重要と考える。しかし、個人の価値観の違いから、保育ニーズが多様化しており、区では仕事と子育ての両立支援を図る観点から、子育て環境の整備に努めている。また、育児休業期間中の経済支援を区単独で構築することは困難である。保育所においても、家庭的な雰囲気の中で保育内容の充実に向けており、今後も家庭と保

育所が共に協力しながら育てあう関係を築いていく。

問 シニアセンターと同じ建物に児童館があっても交流が見られない。ゲームや工作、遊びなど子供と高齢者、子育て世代も加えた交流の場作りを考えてはどうか。

区長 シニアセンターや敬老館で、おやつを作ったり一緒に食事をしながら高齢者から昔話を教えるなど、交流の場を設けたり、あかちゃん天国では高齢者のボランティアから絵本の読み聞かせや育児体験などの話をいただいている。今後は世代間のコミュニティ形成が図られるよう機会と場の提供に努める。

問 子供に社会人としての常識と自立心、独立心を植え付けるために、保育園や学校で何を行っているか。

区長 学校では「心豊かな子」「自ら学び伸びゆく生徒」などの教育目標に基づき、日常の教科学習や道徳教育、自然体験学習、地域交流学習のほか、社会奉仕活動への参加等を通じて、公共心、自立心、独立心を養うよう日々努めている。今後とも、子どもたちが自立して世界にはばたくよう積極的に応援していく。

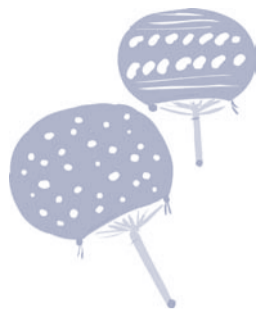


中央区議会公明党  
植原 恭子議員

☆ 「子どもが輝く子育て・教育のまちづくり」を問う

問 (1)本区の子育て・教育に関する22年度予算の全体予算に対する構成比は。(2)来年度予算編成に当たり区長の考えは。

と児童福祉費の予算額合計で比較すると、額・一般会計における構成比ともにこの10年余りで2倍以上の増。(2)来年度以降は認定こども園等の新設などによりさらに拡大していくと見込んでいます。



問 育休明けで認可保育所入所が決まらないなど、待機児童の増加は深刻な事態。再開発等による急激な人口増に対して(1)現在の保育所整備計画で大丈夫か。(2)産休・育休明け待機児童の現状と今後の両保育の拡大への見解は。

区長 (1)今後の保育需要の伸びにも対応できるよう、整備計画を随時見直し、待機児ゼロを目指す。(2)本年4月1日現在、産休・育休明けの待機児は23名・48名の合計71名で待機児全体の46%。今後、来年1月のかちどき西保育園の産休明け保育の定員増など、育休明け保育の定員増など、待機児解消に向けた取り組みを進める。

問 保護者の多様な就労環境や育児疲れの解消、児童虐待防止の観点からも多様な保育サービスが求められているが、(1)短時間勤務に対応する保育サービスや短時間保育のあり方を経済的負担の軽減も含めて前向きに検討すべき。(2)一時預かり保育料の負担軽減、休日保育拡大への考えは。(3)幼稚園における預かり保育の拡大と延長保育についての見解は。

区長 (1)多様な保育サービスによる子育てと仕事の両立支援は重要だが、行政のみでは困難。今後は民間との役割分担を図り、利用料金など区民の要望の把握に努め、事業展開に向けた検討を図る。(2)就

労等による利用料の負担軽減は、他の保育サービスの料金設定との関係から困難。休日保育は利用状況が伸びないため、さらなる周知に努め、拡大については当面は需要を見定める。

教育長 (3)預かり保育は3地域で各1園と拡大してきたが、部屋を確保する余裕がなく、拡大は困難。幼稚園教育では保育時間をランダムに延長することは制度的に馴染まないが、今後研究していく。

問 障がいのある子どもへの乳幼児期から社会的自立に至るまでの一貫した支援システムを全庁横断的な課題として一日も早く構築すべき。また、発達障がいの子どもに対する専門的保健師の配置や支援手帳作成などの進捗状況は。

区長 福祉センターを中心に、保健所や医療機関、就労支援センターなどが連携し、幼少期から一貫した生活や就労支援に取り組んできた。平成21年4月から福祉センターの子ども発達相談で専門的保健師を新たに配置。支援手帳は地域自立支援協議会で作成に向け検討中。今後、幼児期から学校卒業まで一貫した特別支援教育の更なる推進を図る等支援体制の構築に努める。

問 中学1〜3年生女子を対象に子宮頸がんワクチン接種の助成を実施するが(1)中学を卒業した年齢の女性にも支援すべき。(2)中学卒業から20歳未満までの女性を対象にした接種者や経費の概算は。

区長 (1)国の定期予防接種見直しの進捗状況を見極め、必要に応じ、財政負担などを国に要望する。(2)高校1年生から19歳までの女性は約千四百人、約4割接種で概算費用は三千二百万円程度となる。

事業の現状と今後への考えは。教育長 (1)発達段階に沿った思春期教育を行っており、保護者も含めた「命と心の授業」を全校で実施。今後も更なる充実を図る。(2)各学校や教育センターの相談体制強化や保健所との連携で充実を図る。

問 特認校制度と同時に3校でスクールバス運行を開始したが、(1)現状と特認校制度の今後の展望は。(2)公平性の観点から、すべての特認校で運行を考慮すべき。(3)運転手が安全運転に集中できるように添乗員を配置すべきでは。

教育長 (1)制度実施後に就学した児童が伸び、一定の効果があったと認識。特認校制度は次第に定着、拡大していくと考える。(2)施設の狭小緩和が制度の目的の一つであり、利用者は月島地域の児童に、通学先は小規模校に限定している。(3)特認校への就学条件は児童の自力通学なので、添乗員は配置していない。乗車マナーの指導徹底など運転手への負担を軽減して、安全運転の確保に努める。



スクールバス

☆ 高齢者施策を問う  
在宅介護を担う家族の介護疲れや医療が必要な在宅介護は負担が大きく、介護者の疲労を癒すためケアを一時的に代替するレスパイトケア事業の拡充が必要。人口増に伴う在宅介護の需要増が予測される中、本区の現状とレスパイト

ケア事業や医療を必要とする在宅介護に対する今後の取り組みは。教育長 介護相談、在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業での旅行券給付、緊急ショートステイ事業を実施。今後は、保健師の家庭訪問による家族の心のケアやショートステイの増床、小規模多機能型居宅介護施設整備にも積極的に取り組む。また、医療が必要な在宅で療養する高齢者のため、昨年11月に在宅療養支援協議会を設置。医療機関、介護サービス事業者、区が連携し、支援体制の整備に努める。

問 単身高齢者や要介護高齢者の急増が見込まれる中で、介護・医療サービスと一体となった高齢者住宅の供給が急務。都でも「高齢者居住安定確保計画」が策定中だが、本区の生活支援・介護支援などが一体となった住宅確保への見解は。

区長 本区の実情等を都の計画に反映させるよう協議する。高齢者向け住宅施策と高齢者あんしんコール等との連携強化や耐震補強等の助成を行い、今後も民間事業者や都と協議し、高齢者住宅や介護・福祉施設の確保に努め住環境の整備を図る。

☆ 勝どき・豊海地区のまちづくりを問う  
勝どき地区は、区内初の認定こども園など子育て支援施設が整備される一方、人口急増の豊海地区は子育て支援、高齢者福祉等の公的施設がなく、小学校の教室不足や環状2号線整備等不安もある。(1)両地区全体のハード・ソフトにわたるイメージ・ブランドデザインを住民に示すべき。(2)開発等による風害や大気汚染などへの取り組みは。(3)工事車両通行の地域住民への周知と、地域全体に安全対策が必要なのは。

区長 (1)まちづくり協議分会を設置、地域全体の整備イメージを検討する。(2)風を中心に実施した調査結果を踏まえ、「地域の森」を実施するなど地域住環境の向上に努める。(3)複数の工事が同時期に集中する場合、総合的な調整が必要と認識。分会等を通じて事業者に地域との協議を行わせるとともに、警察とも連携した指導で交通安全対策に努める。

中央区議会日本創新党 二瓶 文隆議員  
☆ 永住外国人地方参政権・選択的夫婦別姓を問う  
永住外国人への参政権付与は、国民主権原則に関わる重要問題である。参政権を「国民固有の権利」とする憲法に違反しており、国の在り方に悪影響を与え、伝統文化を崩壊しかねない。また選択的夫婦別姓制度は、親子別姓をもたらす、子どもたちに与える悪影響ははかり知れず、家族を崩壊させるものである。こうしたことから、これらに関する法案には断固反対であるが、見解は。

区長 公職選挙法は、国政選挙、地方選挙を問わず、選挙権を日本人に限定。地方参政権の付与は、選挙制度の根本に関わる問題。選択的夫婦別姓制度の導入は、婚姻制度や家族のあり方の根幹にかかわるもの。これらの問題は、いずれも政府内において意見が分かれており、国の動向を注視していく。

☆ エコタウン構想を問う  
かつて存在した楓川等の河川を再生して舟運を復活させたり、LRTというエコな大量輸送交通機関を創設、銀座を脱車社会のモデル地域とする構想に対する見解は。

問 中央区の森を作っている本区には、間伐材を積極的に使う責任がある。この森の間伐材を学校の内装に使用することで、環境教育の推進になると考えるがどうか。

区長 街路樹の支柱やコミュニティバス停留所のベンチなどに活用。今年度、中央区の森活性化構想を策定する中で、区内の学校で活用することなどを検討する。今後は、中央区の森の保全活動をしているNPO法人などと連携し、間伐材の環境教育への活用を含め、幅広く中央区の森事業を展開する。



間伐材を利用したベンチ

☆ 新学習指導要領における理科教育を問う  
新学習指導要領で理科授業時間は小学校で105時間、中学校では140時間に増加し、教育内容も小・中学校ともに項目が増加。同時に小学校理科支援員配置事業も充実させ、理科教員も増員した。本区の理科や科学の教育の在り方と今後の具体的な取り組みは。

教育長 平成20年度より国の基準に上乗せし、理科支援員を全小学校に配置。観察・実験を重視した理科教育の充実に取り組んでいる。また、教育センター教室、電子工作等発展的な内容を扱う科学教室や発明くふう展等を実施。今後は、教員の指導力向上を図るための研修会を計画的に実施し、未来への夢を拓ける理科教育の一層の充実を図る。

委員会活動

平成22年4月～6月

企画総務委員会

(開会日) 4/14、5/31

▽ 所管事項に関する理事者報告の聴取及び調査研究。

▽ 付託された議案の審査。

区民文教委員会

(開会日) 4/20、5/31

▽ 所管事項に関する理事者報告の聴取及び調査研究。

▽ 付託された議案の審査。

福祉保健委員会

(開会日) 4/20、5/31

環境建設委員会

地域活性化対策特別委員会

防災等安全対策特別委員会

(開会日) 4/15、5/31

▽ 所管事項に関する理事者報告の聴取及び調査研究。

▽ 付託された議案の審査。

(開会日) 4/19、5/31

▽ 所管事項に関する理事者報告の聴取及び調査研究。

▽ 付託された議案の審査。

議会運営委員会

(開会日) 5/11、26、31

▽ 議会運営に関する事項。

築地市場等街づくり対策特別委員会

(開会日) 4/22、5/18、31

▽ 築地市場問題及び東京駅周辺等

地域整備に関する理事者報告の聴取及び調査研究。

豊洲新市場予定地視察

(開会日) 4/26、5/31、6/15

▽ 地域振興、観光振興及び地域経済活性化対策に関する理事者報告の聴取及び調査研究。

▽ 少子高齢化対策特別委員会

(開会日) 4/23、5/31、6/11

▽ 子育て環境の整備及び高齢者対策に関する理事者報告の聴取及び調査研究。

不採択となった請願

住民との合意を無視する横暴なマンション建設工事に関する請願

環境建設委員会付託分

取り下げられた請願

二〇一〇年度の年金確保に関する請願

福祉保健委員会付託分

新たに提出された請願

史跡「月島の渡し」の保存を求める請願

環境建設委員会付託分

中央区附属機関等議員選出委員および評議員

(注) 掲出は、各構成員の内、議員選出の委員・評議員です。

(平成22年7月7日現在)

◇ 民生委員推薦会 (2名)

矢吹 和重 田畑五十二

◇ 国民健康保険運営協議会 (3名)

中嶋ひろあき 鷺頭 隆史

鈴木 幸子

◇ 青少年問題協議会 (6名)

磯野 忠 木村 克一

植原 恭子 志村 孝美

青木 幸子 守本 利雄

◇ 都市計画審議会 (7名)

中嶋ひろあき 石田 英朗

原田 賢一 中島 賢治

小栗智恵子 高橋 伸治

渡部 博年

◇ 情報公開・個人情報保護審議会 (2名)

中嶋ひろあき 石田 英朗

◇ 消防団運営委員会 (6名)

今野 弘美 増淵 一孝

田畑五十二 鞠子 勝彦

小坂 和輝 守本 利雄

◇ 都市整備公社評議員会 (7名)

中嶋ひろあき 石田 英朗

原田 賢一 中島 賢治

田辺 七郎 高橋 伸治

渡部 博年

◇ 防災会議委員 (3名)

中嶋ひろあき 鷺頭 隆史

守本 利雄

◇ 国民保護協議会委員 (3名)

中嶋ひろあき 鷺頭 隆史

守本 利雄

区政についての要望は 請願書・陳情書で

区議会では、区政について皆さんからの意見や要望を、請願又は陳情として受け付けています。そのうち、請願は、その内容によってそれぞれ所管する委員会で審査されます。そして、本会議で採択された

請願は、区の仕事に関するものは区長等に送付し、国や都の仕事に関するものは関係機関に意見書を提出するなど、その実現方を要望し、問題の解決を図るよう努めています。

請願の提出時期

請願は議員の紹介により、いつでも提出できます。

なお請願は、2月・6月・9月・11月に召集される各定例会の会期中、最終の本会議の3日前まで(土・日・祝日を除く)に受理したものに

ついて、その定例会で所管の委員会に付託されます。

請願の書き方

◎ 請願の趣旨、理由、提出年月日、請願者の住所・氏名(法人の場合は、その名称と代表者の氏名)を書いて押印してください。(2人以上の人が請願する場合は、住所・氏名を書き、押印した署名簿を添えてください。)

◎ 請願の表紙に、紹介議員の署名又は記名押印が必要です。

陳情の取り扱い

陳情の提出時期、書き方は請願と同様です。

なお紹介議員のいない請願については、陳情としての扱いになります。

提出・問合せ先

区議会事務局議事係

☎(3546)5556

皆様のご協力をお願いいたします!

10月1日は、国勢調査

